

## 迷惑行為防止条例施行規則

平成19年4月6日

宮城県公安委員会規則第8号

〔公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則〕を次のように定める。

迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、迷惑行為防止条例（昭和42年宮城県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(命令)

第2条 条例第7条第4項の規定による命令については、別記様式第1号の命令書により、同条第6項の規定による命令については、別記様式第2号の命令書により行うものとする。

(区域の指定)

第3条 条例第7条第5項の規定により区域を指定する場合は、告示するものとする。

2 指定した区域について、その指定の必要がなくなつたと認める場合は、当該指定を解除し、その旨を告示するものとする。

(指示)

第4条 条例第13条の規定による指示は、指示書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

(事業の停止)

第5条 条例第14条の規定による事業の停止の命令は、事業停止命令書（別記様式第4号）を交付して行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公安委員会規則第4号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成28年10月14日公安委員会規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日公安委員会規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲

刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。



- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第2号（第2条関係）

住所	宮	第	年	月	号	日
氏名						
生年月日	年	月	日	(	歳)	
				所	属	
				階	級	
				氏	名	
						印

**命 令 書**

あなたが行った下記の客引き等の相手方となるべき者を待つ行為は、迷惑行為防止条例（昭和42年宮城県条例第29号）第7条第5項の規定に違反するので、同条第6項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。

記

1 日 時 年 月 日 時 分頃

2 場 所

3 内 容

次に掲げる行為について、客引きをする目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの

人の性的好奇心をそそる  見せ物又はこれを仮装したものの観覧

物品又はこれを仮装したものの販売

行為又はこれを仮装したものの提供

歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

次に掲げる行為について、客となるように誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの

人の性的好奇心をそそる  見せ物又はこれを仮装したものの観覧

物品又はこれを仮装したものの販売

行為又はこれを仮装したものの提供

歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供（当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）

次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの

人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為

次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの

人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為の提供（当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3号（第4条関係）

宮公委第 号  
年 月 日

氏名又は商号 殿  
（法人にあつては、さらに代表者の氏名）

宮城県公安委員会 印

指 示 書

迷惑行為防止条例（昭和42年宮城県条例第29号）第13条の規定により、下記のとおり指示する。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
指示事項	
指示理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号（第5条関係）

宮公委第 号  
年 月 日

氏名又は商号 殿  
（法人にあつては、さらに代表者の氏名）

宮城県公安委員会 印

事業停止命令書

迷惑行為防止条例（昭和42年宮城県条例第29号）第14条の規定により、下記のとおり事業の停止を命じる。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業停止期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
命令の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。